

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 26 年 1 月 10 日 (金) 号外第 1 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則 大麻取締法施行細則の一部を改正する規則（1）（医療指導課）・・・・・・・・・・ 3

=====公布された規則のあらまし=====

◇大麻取締法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

申請者の負担軽減を図るため大麻取扱者免許申請書の様式を見直す。

2 規則の概要

- (1) 大麻取扱者免許申請書から欠格事由の有無の記載及び戸籍謄本等の添付を廃止する。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

規 則

大麻取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第 1 号

大麻取締法施行細則の一部を改正する規則

大麻取締法施行細則（昭和28年鳥取県規則第66号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号を次のように改める。

別記様式第 1 号

大麻取扱者免許申請書

収入証紙
貼り付け欄

鳥取県知事 様

平成 年 月 日

申請者 住所

氏名

㊞

（法人にあつては、所在地並びに名称及び代表者の
氏名）

次のとおり免許を受けたいので申請します。

生年月日（法人を除く。）	年 月 日
栽培地の数	
栽培地の位置	
栽培地の面積	
研究の目的（大麻研究者に限る。）	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類

- 1 麻薬、大麻又はあへんの中毒者でないことを証明する医師の診断書
- 2 成年被後見人又は被保佐人でないことを証する書類
- 3 大麻研究者にあつては、履歴書
- 4 法人にあつては、定款

附 則

この規則は、公布の日から施行する。